

財団法人人権教育啓発推進センター役員退職手当規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人人権教育啓発推進センターの常勤の役員（以下「役員」という。）が退職（死亡及び解任を含む。以下同じ。）した場合の退職手当の支給について定めることを目的とする。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、退職時における本給に次の各号で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 在職期間が1年以上10年以下の場合 1年につき100分の100
- 二 在職期間が10年を超える場合 1年につき100分の110

(在職期間の計算)

第3条 退職手当の算定の基礎となる計算は、役員として引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、役員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 前項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

(退職手当の支給)

第4条 退職手当は、予算その他特別の事由がある場合を除き、支給事由の生じた日から1か月以内に支給する。

- 2 退職手当は、その全額を通貨で、直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給するものとする。ただし、法令に基づき退職手当から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除して支給するものとする。
- 3 本人またはその遺族が退職手当の全部又は一部につき自己の預金への振込を申し出た場合には、その方法によって支給することができる。
- 4 前項に規定する遺族の範囲及び順位については、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第188号)第11条の規定を準用する。
- 5 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(退職手当の支給制限)

第5条 役員が次の各号に該当する場合には退職手当は支給しない。

- 一 寄附行為第20条第2号に基づき解任処分を受けた時
- 二 役員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したとき。ただし、禁固以上の刑に処せられなかったときは、この限りではない。

(退職金の返納)

第6条 役員に対し、退職手当を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたときは、その支給した退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

(実施に必要な事項等)

第7条 役員の退職手当の支給については、この規程によるもののほか、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

2 退職手当の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

(退職手当規程の変更)

第8条 本規程は理事会の議決を経なければ変更することができない。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。